

## 不動産の鑑定評価に関する法律

### 実務補習規程の認可

#### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 実務補習規程の認可
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第1項
- ③ 手続対象者 : 実務補習機関
- ④ 提出時期 : 実務補習規程を定めようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 添付書類・部数については国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。

#### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- ② 受付時間 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省土地・水資源局地価調査課

#### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第4条第2項
- ② 標準処理期間 : (特に定めなし)
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規程による)